

パーキング・パーミット制度 の導入について

1. パーキング・パーミット制度について

制度概要

- ✓ 障害者等用駐車区画の利用者の範囲を定めて、予め利用証を交付することで、区画利用者を明確化するもの。
- ✓ 平成18年に佐賀県で導入されて以来、現時点で41府県に導入されている。
(未実施：東京都、北海道、青森県、**神奈川県**、埼玉県(R5.11実施予定)、愛知県)
- ✓ 制度自治体間で相互利用協定が結ばれ、交付を受けた者は、どこの自治体でも駐車可能となる。
- ✓ なお、本制度は不適正利用の防止に主眼を置いた取組であり、利用証を持たない者の利用を排除する仕組みではない。

利用証イメージ



利用イメージ
(バックミラーにかける)

交付対象者の例

身体障害 ※区分に応じ、等級を設定
視覚 聴覚 平衡機能 肢体不自由 脳原性運動機能 内部 免疫不全
知的障害(A1/A2)
精神障害(1級)
高齢者(要介護)
難病患者
妊産婦
けが人 (車椅子・杖等利用者)

2. これまでの考え方

都市部特有の事情として、駐車区画の絶対数が少なく、譲り合いの気持ちが必要であるため、適正利用は、**広報・啓発活動によって促進**する。

【みんなで創るバリアフリーの街づくり～県民会議からの提案～】 抜粋

4(2) 多様な人が住まう「街」への気づきと理解

ア 多様な人が抱える不便さなどへの理解促進と県民への呼びかけ

- 多様な方々がそれぞれ抱える不便さなどに対する理解の促進を図る。 理解を進める上では、自身の持つ不便さやその対応を教えるなど、お互いに助け合うという観点が重要である。
- 点字ブロック上の障害物撤去や、障害者用駐車場（障害者等用駐車区画）、みんなのトイレの適正利用に向けた県民への呼びかけを行う。

- 1都3県共同
「駐車場利用適正化キャンペーン」

と 駐車場 必要な人のために空けておこう

車椅子使用者は、乗降するために広いスペースが必要です。通常の区画では利用できないことに十分配慮する必要があります。

と 駐車場とは…?

車椅子使用者など、車の乗り降りや移動に際し配慮が必要な方のために設けられた専用区画のことです。

必要がない人は駐車しない。皆様の御理解、御協力をお願いします。

3. 最近のバリアフリーを取り巻く動向について

令和2年度バリアフリー法、基本方針改正（国）

- ✓ 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として、車椅子利用者用駐車施設等の「適正な利用の推進」が追加。
 - 設置管理者は「職員等関係者への周知」、「ポスターの掲示や車内放送による呼びかけ」、「適正利用が必要な施設である旨の表示」等
 - 利用者は、「駐車施設等の利用を控え、又は車椅子利用者その他の障害者に譲る等、適正な配慮に務める

令和5年3月「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」の策定（国）

- ✓ パーキング・パーミット制度の意義や実効性ある不適正利用対策など、制度運用のあり方をガイドラインに反映して周知

令和4年度みんなのバリアフリー街づくり条例改正（県）

- ✓ 県・事業者の責務として、「施設利用に係る情報提供、その他適正な配慮の促進」を追加。 ※県民の責務は規定済



施策を前に進めるため、パーキング・パーミット制度の導入も含め、改めて適正利用の促進に向けた取組を検討する

4. アンケート調査の実施について

■ 調査時期

令和5年8月～9月

■ 調査対象者・結果

区分	調査数	回答数	備考
市町村	33	31	福祉のまちづくり主管課
当事者団体	13	7	障がい・高齢・子ども関係団体
事業者団体	8	6	県民会議構成団体(交通、宿泊、商業、サービス・飲食)
施設管理者	9	9	設置ニーズが高いことが確認されている業種 (病院、銀行、大規模/中小規模商業施設)

4. アンケート調査・結果概要

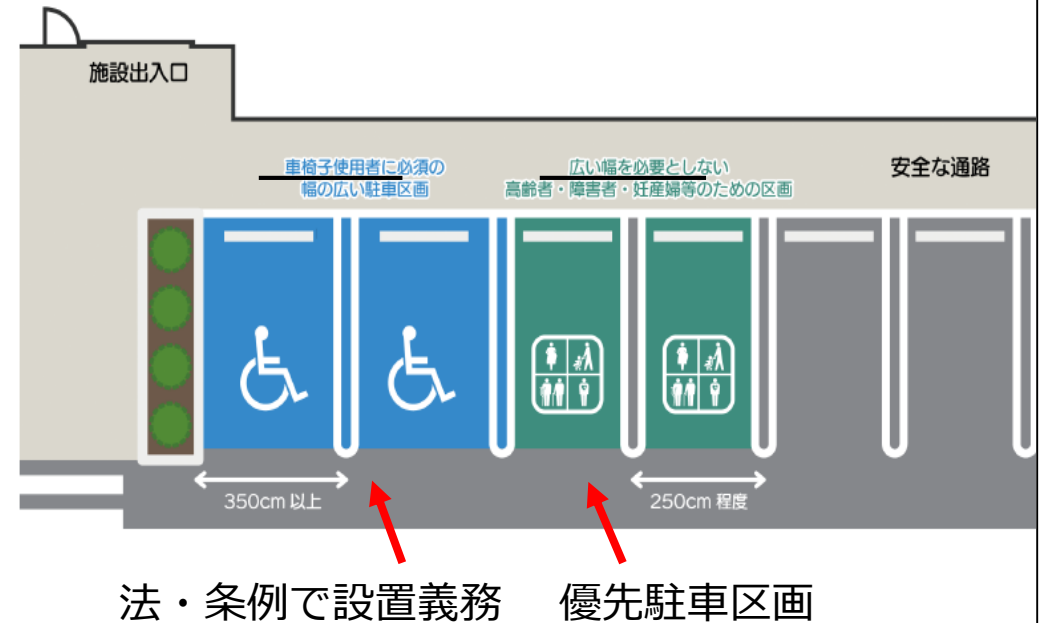
- パーキング・パーミット制度の内容について、当事者側・事業者側ともに、ほとんど認知されていない。（当事者団体：3割以下、事業者：1割以下）
- 一方、当事者側・事業者側（特に施設運営者）とともに、制度未導入であることによる「不都合がある」との認識を示す回答が多くみられる。

当事者側から見た不都合	事業者側（施設運営者）から見た不都合
<ul style="list-style-type: none">・ 健常者による不適正利用・ 外見から障がい分かりづらく、利用に躊躇（内部障がいなど）	<ul style="list-style-type: none">・ 車椅子利用者用駐車区画を利用できないとの苦情・ 内部障がいの方から駐車しづらいとの意見・ 外見上、適正利用されているか判断が付きづらい

- 制度導入について、
 - ・ 当事者側は、いずれの団体も「賛成」であった。
 - ・ 事業者側は、「賛成」「わからない」が半々であったが、「反対」はなかった。
 - ・ 市町村は、業務負担の増を警戒し、慎重な意見も多くみられたが、積極的な反対意見は少なかった。

5. パーキング・パーミット制度の導入について

- ✓ アンケートでは、当事者や事業者からの制度導入ニーズが確認された。
- ✓ また、不適正利用の防止への期待の大きさも確認できたが、制度導入済みの自治体では、その効果を実感しているところが多い。（埼玉県によるヒアリング）
- ✓ 一方、限られたスペースに対する利用競合が生じる懸念（これまで駐車を躊躇していた者も利用）もあるが、一般の駐車スペースも制度の対象とする「ダブルスペース」（優先駐車区画制度）の導入によって、利用分散化が図られ、一定程度を補うことができる。



新たに、パーキング・パーミット制度の導入を進めていきたい。

6. 制度導入にあたっての課題

➤ 対象者の設定

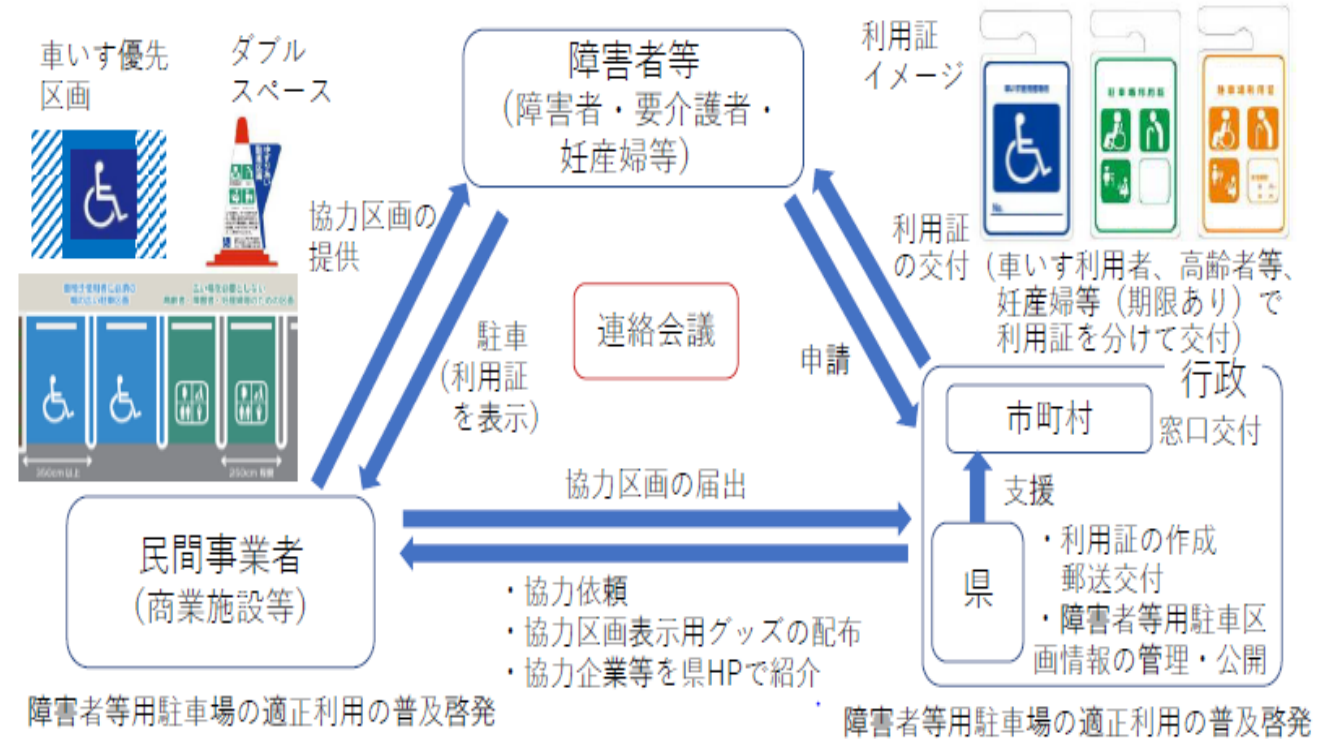
歩行が困難な人を軸に、他県との相互利用も考慮して設定することが必要

➤ 市町村との協力体制の確保

申請の利便性を考慮すると、市町村窓口や電子申請で手続できる体制整備が必要

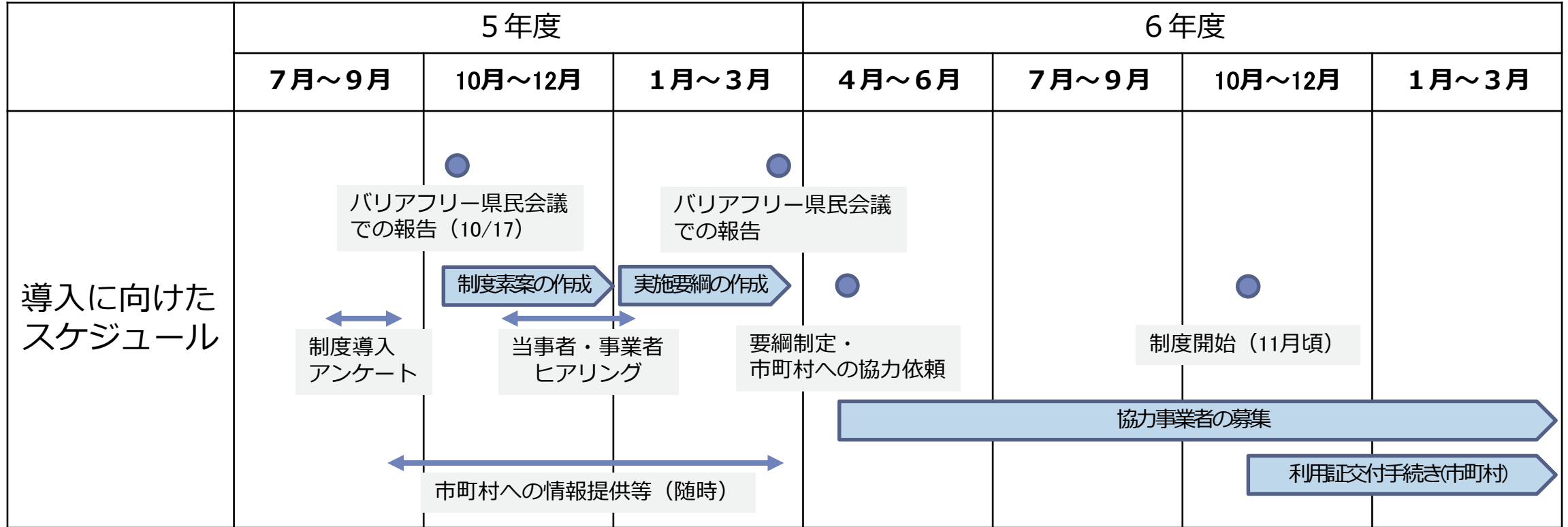
➤ 事業者との協力

実際に駐車できる環境づくりには、事業者の協力が不可欠



7. 今後のスケジュール

【想定スケジュール】



<参考> 実施時期について

例年実施している1都3県共同「駐車場利用適正化キャンペーン」(9月下旬記者発表、実施期間10～12月)と併せて制度実施を打ち出すことで、効果的な周知が可能となる。